

# DISCLOSURE

ディスクロージャー

# 2020



企業のちかくで、事業のちからに。  
山形県信用保証協会

# CONTENTS

ごあいさつ	1
プロフィール	2
役員	3
組織・事務分掌	4
コンプライアンス態勢	5
信用補完制度について	
信用保証・信用保険制度のしくみ	10
信用保証協会業務の流れ	11
信用保証の内容	
信用保証のご利用について	12
主な保証制度一覧	14
中期事業計画(平成30年度～令和2年度)	16
令和2年度経営計画	17
令和元年度の主な取り組み	
中小企業者に寄りそった信用保証の推進	18
金融機関との対話・連携の推進	19
地域課題解決に向けた取り組み	20
広報活動に関する取り組み	22
社会貢献の取り組み	23
外部評価委員会の評価及び公表	24
令和元年度事業報告	
事業概況	26
基本財産	29
貸借対照表	30
収支計算書	32
統計	
信用保証業務の推移	34
金融機関別保証状況	36
業種別保証状況	37
制度別保証状況	38

## 会章 (マーク)



このマークは「山形県信用保証協会」の頭文字 ysh を鳥のはばたく形に図案化し、保証協会も企業も共に、大きくはばたいて飛躍する姿をイメージしたものです。昭和44年(20周年記念の年)に制定しました。

## コミュニケーションネーム

YAMAGATA GUARANTEE  
ヤマガタ ギャランティ

ギャランティは「保証」の意味で、保証協会はヤマガタギャランティをコミュニケーションネームとして使用しております。

## 浪漫山形百景

表紙イラスト「山居倉庫」

裏表紙イラスト「山形テルサと霞城セントラル」

イラストを通して山形の良さを再発見し、まちおこし運動を行っている「やまがたマーチング(まち+ing)委員会」提供。



## ごあいさつ

山形県信用保証協会

理事長 沼澤 好徳

皆様方には平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

山形県信用保証協会を多くの皆様にご利用いただくため、「わかりやすく・読みやすく」を旨とするディスクロージャー誌を作成いたしました。当協会の業務全般について、ご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和元年度におきましては、金融機関との連携を強化しながら、中小企業者の実情に応じた保証制度の拡充を図り、迅速かつ柔軟な金融支援に取り組んだ結果、保証承諾額は4年振りに増加に転じた前年度を上回りました。保証承諾額の増加を受け、減少傾向にあった保証債務残高も、ほぼ前年度並みの水準となり、保証承諾、保証債務残高ともに東北では最多の実績をあげることができました。県内金融機関を始めとする関係各位のご理解とご協力に改めて感謝を申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、県内経済は非常に厳しい状況におかれております。国内外からの観光客の大幅な減少や、各種会合・イベント等の中止・自粛、さらには海外からの部材調達の遅延等により、幅広い業種にわたり深刻な影響を受けており、第2波、第3波への備えや収束までの期間が見通せないといった不透明感から、予断を許さない状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、当協会といたしましては、国・県・市町村はもとより、金融機関を始めとする関係機関の皆様方との連携と協調をさらに強化し、県内中小企業者に対する迅速かつ柔軟な金融支援に努めてまいります。

今後も経営の透明性と健全性を堅持し、新型コロナウイルス感染症の影響を最小化するとともに、新しい時代を見据えたやまがたの創造に向けて役職員一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年8月

# プロフィール

(令和2年8月1日現在)

認可	昭和24年8月24日				
業務開始	昭和24年9月22日				
人格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人				
目的	信用保証の業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。				
基本財産	239億498万円 内訳 基金 108億4,073万円 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">出捐金</td> <td style="border-left: 1px solid black;">72億9,795万円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">金融機関負担金</td> <td style="border-left: 1px solid black;">35億4,278万円</td> </tr> </table> 基金準備金 130億6,425万円	出捐金	72億9,795万円	金融機関負担金	35億4,278万円
出捐金	72億9,795万円				
金融機関負担金	35億4,278万円				
保証債務の最高限度	1兆2,741億3543万円(基本財産の53.3倍)				
保証債務残高	件数 31,774件 金額 2,923億1,017万円(令和2年3月末現在)				
保証利用企業者数	13,393企業(県内対象事業者数 38,726企業)【利用率 34.6%】				
役員	理事長 1名 常務理事 2名 非常勤理事13名 常勤監事 1名 非常勤監事 2名 (詳細は次頁のとおり)				
職員	98名(男性56名、女性24名、派遣職員18名)				

## ● 基本理念

**わたしたちは、信頼される信用保証を通じて、  
地域を支える中小企業者の  
信用力の創造と経営力の向上のために、  
ともに考え、ともに歩んでまいります。**

基本理念とは、組織の使命、存在意義、目指す姿、目標などを表したものです。

地域の経済状況と金融環境の中における、当協会の使命や存在意義を深く認識し、信頼される信用保証を通じて、地域を支える中小企業者の信用力の創造と経営力の向上のために、中小企業者、金融機関、地方公共団体など、あらゆる関係先とともに考え、ともに歩んでいくことを目指して、以下のとおり「基本理念」を定めます。

(平成30年4月1日 制定)

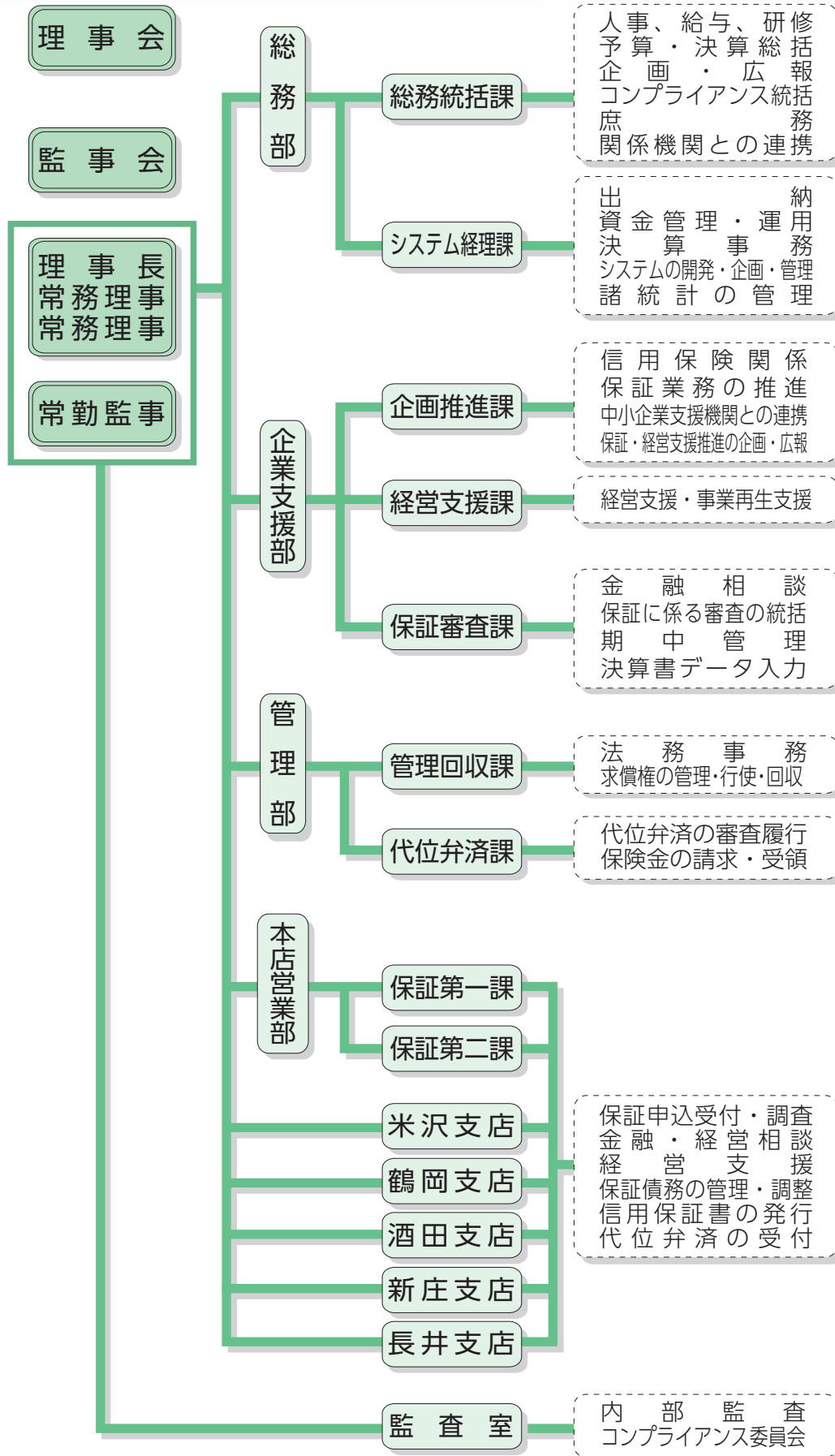
# 役員 (令和2年8月1日現在)

## 就任年月日

理事長	沼澤好徳	令和2年4月1日 (令和2年3月23日理事就任)	常勤	
常務理事	武田睦	令和2年4月1日	//	
常務理事	大沼善広	平成29年4月1日 (平成27年4月1日理事就任)	//	
理事	木村和浩	平成31年4月1日	非常勤	山形県産業労働部長
//	土田正剛	平成27年10月28日	//	山形県市長会会長
//	原田眞樹	令和元年5月17日	//	山形県町村会会長
//	長谷川吉茂	平成17年6月28日	//	山形銀行頭取
//	田尾祐一	令和2年4月1日	//	荘内銀行頭取
//	栗野学	平成20年4月1日	//	きらやか銀行頭取
//	小宮亮	平成30年8月20日	//	商工組合中央金庫 山形支店長
//	加藤秀明	令和2年6月5日	//	山形県信用金庫協会会長
//	西塚一彦	平成26年7月23日	//	山形県信用組合協会会長
//	矢野秀弥	令和2年2月25日	//	山形県商工会議所連合会 会長
//	安房毅	平成30年6月7日	//	山形県中小企業団体中央会 会長
//	小野木覺	平成21年5月30日	//	山形県商工会連合会会長
//	平山雅之	平成29年7月15日	//	山形県企業振興公社理事長
常勤監事	荒井隆広	平成29年4月1日	常勤	
監事	泉洋之	令和2年4月1日	非常勤	山形県会計管理者
//	水上進	令和2年7月23日	//	弁護士



# 組織・事務分掌



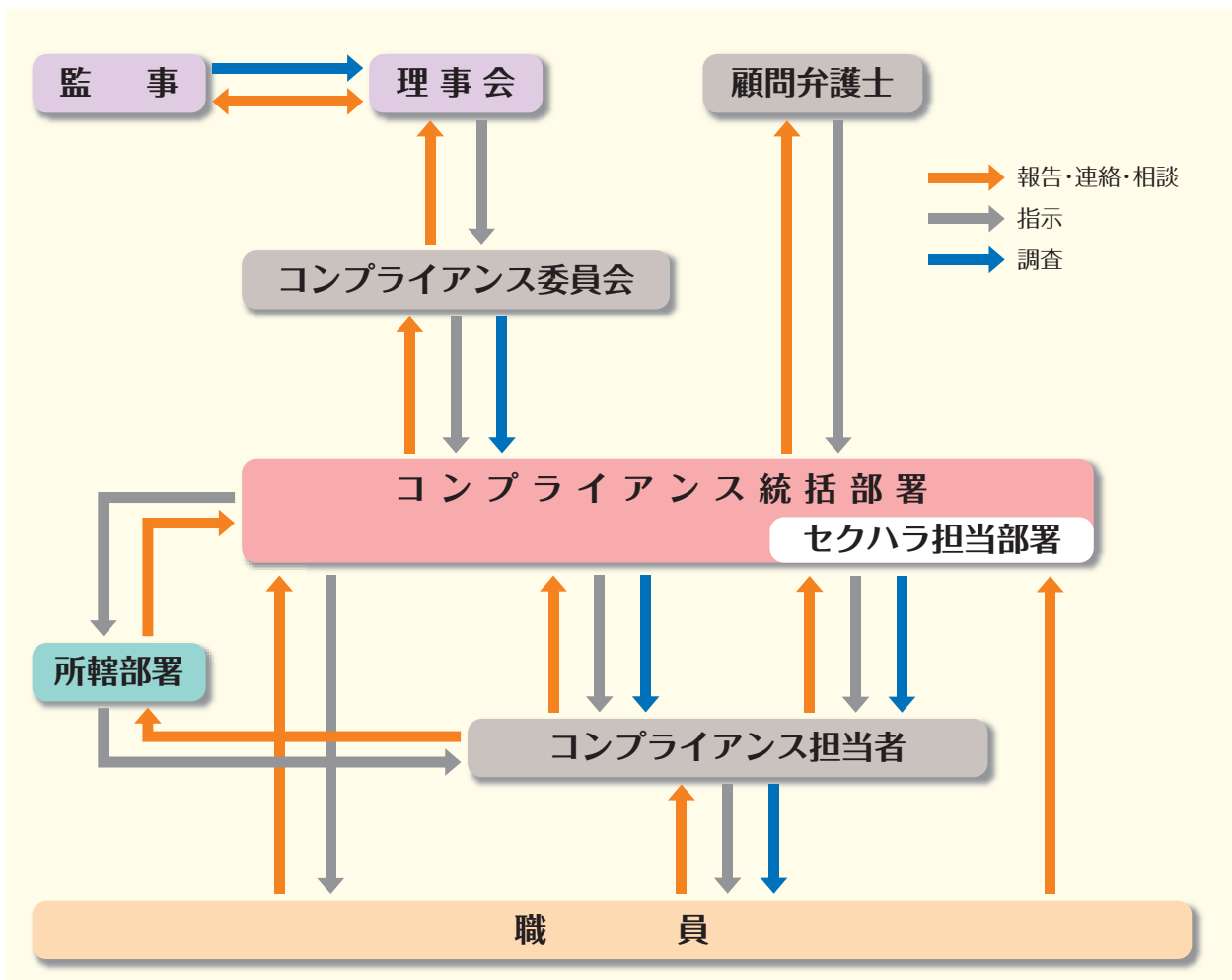
# コンプライアンス態勢

激しく変動している我が国の経済・社会のなかで信用保証協会の果たすべき役割と責任は、今後ますます大きくなるものと確信しています。このため、当協会は高い自己規律に基づき、社会から揺るぎない信頼の確立に向けて、コンプライアンスを実践する上で基本となる「倫理憲章」を定め、役職員の行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」に規定されている事項を遂行するための具体的計画・手順を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定します。また、確立された組織体制（下図）のもと、役職員一人ひとりが法令等遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

## ● 倫理憲章

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任
- 2 質の高い信用保証サービス
- 3 法令やルールの厳格な遵守
- 4 反社会的勢力との対決
- 5 地域社会に対する貢献

## ● コンプライアンス組織体制図



## ● 個人情報保護宣言 (平成17年4月1日制定) (平成29年5月30日最終改訂)

山形県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参または郵送ください。
- 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては1申請ごとに500円をいただきます。

### (7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)(7)の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

### (9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所／山形市城南町一丁目1番1号

電話番号／023-647-2245

部 署 名／総務部 総務統括課

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています。(最終頁に掲載)



## ● 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

(平成17年4月1日制定) (平成29年5月30日最終改訂)

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。

以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

### 1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務及びこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと
  - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
  - ②保証申込・条件変更申込の受付
  - ③保証利用資格の確認
  - ④保証・条件変更の審査
  - ⑤保証・条件変更の決定
  - ⑥保証取引の継続的な管理
  - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
  - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
  - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
  - ⑩市場調査及びデータ分析ならびにアンケート等の実施
  - ⑪各種保証制度利用のご提案
  - ⑫保証料の返戻
  - ⑬求償権の行使
  - ⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
  - ⑮その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

### 2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

### 3. 個人情報の取得元又はその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- ①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

### 4. ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課 電話番号023-647-2245

### 5. 個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- ①行方不明先等の調査業務
- ②債権管理回収業務

## 6. 個人情報の第三者提供について（法23条1項関係）

当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、及び個人情報の取得にあたっての利用目的については、次のような様式によりお客さまの同意を得ることとしております。

- ・個人情報の取扱いに関する同意書

## 7. 共同利用に関する事項（法23条5項3号関係）

法23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

### (1) 共同利用される個人データの項目

- ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報
- ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
- ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

### (2) 共同利用者の範囲

- ①信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく信用保証協会  
具体的な名称については当協会ホームページをご覧ください。
- ②一般社団法人全国信用保証協会連合会

### (3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

### (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人全国信用保証協会連合会

## 8. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項（法27条1項関係）

次のとおりです。

### (1) 当該個人情報取扱事業者（当協会）の名称

山形県信用保証協会

### (2) すべての保有個人データの利用目的

1. をご参照ください。

### (3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項（法32条関係）

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求（以下「開示等の請求等」といいます。）に対応させていただいております。

#### ①開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書（②参照）に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

〒990-8580

住 所 山形県山形市城南町一丁目1番1号 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号 023-647-2245

#### ②開示等の請求等に際して提出すべき書面（様式）等

「開示等の請求等」を行う場合は、次の申請書（A）をダウンロードし、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類（B）及び依頼人確認のための書類（C）（本人と依頼人が異なる場合）を添付してください。

#### (A) 当協会所定の申請書

- ・「保有個人データ」開示等申請書

#### (B) 本人確認のための書類

（例）運転免許証、パスポートのコピー（※） 1通

#### (C) 依頼人確認のための書類

- ・印鑑証明書（依頼人）

※ 原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③代理人による「開示等の請求等」

「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類（(A) または (B)）を添付してください。

(A) 法定代理人の場合

- ・成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
- ・法定代理権があることを確認するための書類（(例) 戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー（※）） 1通
- ・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（(例) 法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通

(B) 委任による代理人の場合

- ・当協会所定の代理人選任届 1通
- ・本人の印鑑証明書 1通
- ・代理人本人であることを確認するための書類（(例) 代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通

※ 原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

④開示等の請求等の手数料の額及びその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。

1回の申請ごとに 500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

※ 手数料が不足していた場合、及び手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面またはお客さまの了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にともない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※ 「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

9. 苦情の受付窓口に関する事項（法27条1項4号、施行令8条、法35条関係）

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

〒990-8580

山形県山形市城南町一丁目1番1号 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号023-647-2245

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています（住所等詳細につきましては、当協会ホームページ『申込・相談窓口』をご覧ください。）。

10. 備考

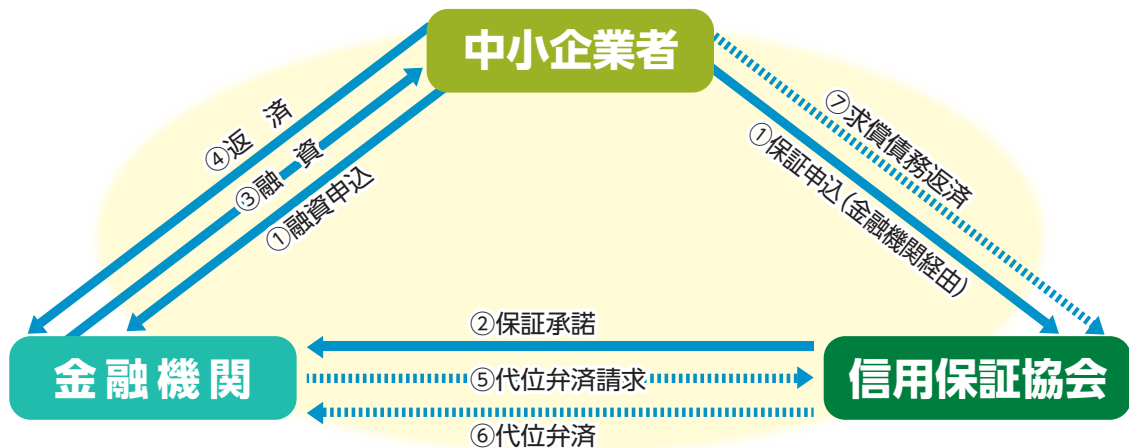
当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

以上

# 信用補完制度について

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

## ● 信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者の方は、金融機関を経由して信用保証申込をします。
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知（信用保証書）します。
- ③ 保証承諾の通知（信用保証書）を受けた金融機関は中小企業者の方へ融資を行います。この際、中小企業者の方には所定の信用保証料をご負担いただきます。
- ④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関へ返済します。
- ⑤ 金融機関は、中小企業者の方が事情により借入金の返済ができなくなった場合、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑥ 信用保証協会は請求に基づき、審査の上、中小企業者の方に代わり金融機関に代位弁済をします。
- ⑦ その後、中小企業者の方とご相談をしながら信用保証協会へ借入金（求償債務）を返済していただきます。

## ● 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。



## ● 信用保証協会業務の流れ

迅速・的確な業務の遂行で、中小企業者の安定と発展に貢献します。





# 信用保証の内容

## ● 信用保証のご利用について

### ご利用いただける方

中小企業者の方で

- ① 県内に本店または事業所がある法人
- ② 県内に住居または事業所がある個人
- ③ 中小企業者で組織する組合員

ただし、制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによりませんが、創業関連保証と創業等関連保証については、創業前から対象となる場合もあります。

### 企業規模

法人については資本金または従業員数のいずれか、個人については従業員数が以下に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 ・ 飲 食 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	制限なし	300人以下

政 令 指 定 業 種	資 本 金	従 業 員 数
ゴ ム 製 品 製 造 業*	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

\*自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

### 保証対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において不相当と認める業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## 資金使途

中小企業者がその事業遂行に必要な運転資金と設備資金です。  
したがって、事業資金以外の生活資金などの消費資金、投機資金等は対象とはなりません。

## 保証限度

個人・法人	組 合
2億8,000万円 (無担保保証8,000万円・普通保証2億円)	4億8,000万円 (無担保保証8,000万円・普通保証4億円)

※上記以外に国の政策上、別枠として設けられている保証制度があります。  
※他県の保証協会利用がある場合は、合算となります。

## 責任共有制度

平成19年10月1日から、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」が導入されました。

同制度導入により、保証協会の保証付融資は一部の保証制度を除き、中小企業者の借入金額に対して、金融機関も20%の信用リスクを負担することになります。

## 信用保証料率体系

経営状況に応じた9区分の料率体系（弾力化保証料率）となります。

保証料率の決定の際には、「貸借対照表を作成している方」は9区分の各料率を適用し、「貸借対照表を作成していない方」は一律で5区分の料率を適用します。

※定率の保証料率となる保証制度もあります。

## 連帯保証人

原則として、連帯保証人は法人の場合は代表者のみ必要、個人事業主の場合は不要です。但し、法人の場合、一定の経営状況によって、経営者保証を不要とする制度・運用もあります。

※担保提供者については、法人の代表者を除き連帯保証人となる必要はありません。

※事情により第三者が保証人となる場合については、民法の規定により公正証書により保証意思の確認を行います。

## 担 保

担保は必要な場合があります。

● 主な保証制度一覧 (令和2年4月現在)

保証制度名	こんな時にご利用ください	責任共有	
一般保証	通常の運転・設備の借入に	○	
短期継続型保証「たんけい」	短期資金を継続的に利用したいときに	○	
税理士連携短期継続型保証「税理士たんけい」	短期資金を継続的に利用したいときに (税理士からの推薦が必要)	○	
発展支援長期保証「はってん」	まとまった資金を長期間調達したいときに	○	
季節資金保証	中元・年末期の季節的な短期資金が必要なときに	○	
セーフティネット保証	倒産被害、不況業種、突発的災害等により影響を受けているときに	5.7.8号 ○	
危機関連保証	大規模な経済危機、災害等による著しい信用収縮が発生したときに		
緊急短期資金保証	災害等の影響を受け、喫緊の資金手当てが必要なときに	○	
カードローン当座貸越根保証	カードで反復的に借入するときに (極度枠設定)	○	
当座貸越根保証	大口資金を反復的に借入れるときに (極度枠設定)	○	
中小企業特定社債保証	社債を発行し、資金調達するときに	○	
社会貢献応援型特定社債保証「貢献」	社債を発行し、資金調達するときに (社会貢献活動を行うことが必要)	○	
流動資産担保融資保証	在庫・売掛金等を担保として資金調達するときに	○	
事業再生計画実施関連保証	事業再生計画を実行する際の資金調達に	△	
経営力強化保証	改善計画を策定し経営力強化に取り組むときに	△	
借換保証	既存の保証付借入の借換、一本化に	△	
条件変更改善型借換保証	改善計画を策定し、返済緩和債権を借換えて、金融正常化を図ろうとしているときに	○	
小口零細企業保証	小口の借入を行いたいときに (小規模事業者であることが必要)		
ミニカードローン	カードで小口資金を反復的に借入するときに (極度枠設定)	○	
小額融資保証	県特	小口の借入を行いたいときに (小規模事業者であることが必要)	○
	特別小口	無担保・無保証人で小口の借入を行いたいときに (小規模事業者であることが必要)	
近代化資金保証	創業関連	新規開業等を行うときに	
	創業等関連	新規開業等を行うときに	
	特定経営承継関連等	事業承継局面での資金調達に	○
事業承継特別保証制度	事業承継局面で経営者保証を解除したいときに	○	
事業承継サポート保証	持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたいときに	○	
専門家派遣付長期設備保証「プロサポ」	専門家からの助言を受けて、設備投資をより効果的に行いたいときに	○	
財務要件型無保証人保証	経営者保証なしで借入を行いたいときに	○	
商工業振興資金保証	山形県商工業振興資金融資制度により借入を行うときに	○	
市町村制度保証	市町村の低利融資制度を利用し借入を行うときに	○	

保証限度額<個人・会社の方>	保証期間	基準保証料率(年率) (貸付額に対する料率です)
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備20年	弾力化0.45~1.90%
5,000万円	1年(更新により最長5年)	弾力化0.45~1.90%
5,000万円	1年(更新により最長5年)	弾力化0.45~1.90% 書面添付の場合等は 弾力化0.35~1.80%
2億円	7年	弾力化0.35~1.90%
3,000万円	6ヶ月	弾力化0.40~1.85%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備15年	1号~4、6号0.80% 5、7号~8号0.68%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	10年	0.80%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	1年	弾力化0.45~1.90%
100万円以上2,000万円	1年または2年 (更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
100万円以上2億8,000万円 (無担保8,000万円)	1年または2年 (更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
2,400万円以上4億5,000万円(無担保2億円)	7年	弾力化0.45~1.90%
2,400万円以上4億5,000万円(無担保2億円)	7年	弾力化0.35~1.80%
2億円	1年	0.68%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済の場合1年 分割返済の場合15年	責任共有 0.80% 責任共有外 1.00%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転5年、設備7年 借換の場合は10年	責任共有 0.45%~1.75% 責任共有外 0.50%~2.00%
利用する制度による	利用する制度の期間	利用する制度の料率
2億8,000万円(無担保8,000万円)	15年	弾力化0.45~1.90%
2,000万円	7年	弾力化0.50~2.20%
50万円以上300万円	1年または2年 (更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
3,000万円	7年	弾力化0.45~1.90%
2,000万円	7年	1.00%
2,000万円	10年	1.00%
1,500万円	10年	1.00%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備15年	弾力化0.45~1.90%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	10年	弾力化0.45~1.90% 経営者保証コーディネーターより チェックを受けた場合は弾力化0.20~1.15%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	設備15年	弾力化0.45~1.90%(原則1.15%)
2億8,000万円(無担保8,000万円)	設備20年	弾力化0.45~1.90%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済 2年 分割返済 7年 (設備、運転設備の場合10年)	弾力化0.45~1.90%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	利用する商工業振興資金融資制度網による	弾力化0.45~1.90%
各市町村の制度要綱による		弾力化0.45~1.90%

\*制度により県・市町村より保証料の補給を受けられるものがあります。

# 中期事業計画 (平成30年度～令和2年度) 【概要】

信用保証協会法の改正等を踏まえ、山形県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の多様なニーズに対応し、中小企業者の振興と発展に貢献する必要がある。

そのために、中小企業者に寄り添いながら業況等の把握に努めることにより、安定的な資金調達を支援する。また、関係機関との対話や連携を推進することにより、中小企業者の経営改善及び生産性向上を促すとともに、地方創生にも貢献する。さらに、中小企業者や関係機関から信頼され続ける組織であるため、組織体制の充実かつ強化を図る。

中期事業計画策定にあたり、以上のことを踏まえて、下記について重点的に取り組むものとする。

## 1 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

中小企業者に寄り添いながら業況等の把握に努めることにより、安定的な資金調達を支援するとともに、中小企業者の経営改善や生産性向上を促すため、金融機関との対話や連携をより一層推進する。

## 2 中小企業者への経営支援・事業再生支援に関する取組みの推進

中小企業者の多様なニーズに対応することにより中小企業者の振興と発展に貢献する必要があるため、協会内部の経営支援体制の充実を図るとともに、金融機関や支援機関等と連携して経営支援に取り組んでいく。

## 3 地方創生への貢献を果たすための取組みの推進

地方公共団体や金融機関等の関係機関との連携を強化することにより、地方創生に寄与していく。

## 4 期中管理の充実・強化

金融機関との対話や連携を深めながら、返済緩和先の正常化に向けた支援を進めるとともに、中小企業者の業況の早期把握によるきめ細やかな対応を図ることにより、期中管理の充実及び強化に努めていく。

## 5 回収の合理化・効率化

関係部門、関係機関及び協会サービスとの連携を密にすることにより、回収の合理化及び効率化に努める。

## 6 組織体制の充実・強化

中小企業者や関係機関から信頼され続ける組織であるため、運営規律の強化を図りつつ、業務全般の改善及び効率化を推し進めながら、人材の育成に取り組む。また、中小企業者の多様なニーズに対応するために財政基盤の強化にも努める。

※中期事業計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。



# 令和2年度経営計画 **【概要】**

## 1 業務環境

### (1) 山形県の景気動向

令和2年1月に発表された日本銀行山形事務所の「山形県金融経済概況」等によれば、山形県の景気は全体としては横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は、市町村において庁舎改築等の大型工事が増加したこともあり、前年を上回っている。個人消費は、消費税率引き上げによる影響等はあるものの、キャッシュレス決済のポイント還元等の効果も見られ、底堅く推移している。設備投資は、製造業で増加しているものの非製造業で減少していることから、全産業では前年を下回っている。住宅投資は、分譲が増加しているものの、持ち家と貸家は減少しており、全体としては前年を下回っている。雇用情勢は、有効求人倍率が高水準を維持しており、改善が進んでいる状況であるが、年初の老舗百貨店倒産の影響等が懸念される。企業倒産は、件数・金額ともに前年を上回っており、特に前述の老舗百貨店の大口倒産が金額を押しあげている。金融環境は、貸出金については、中小企業や地方公共団体向けを中心に前年を下回っている。貸出金利については、依然として低水準で推移してきている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の観光・宿泊客の激減や、県内各地での各種会合・集会・イベント等の中止・自粛、さらに海外からの部材調達の遅延等が生じており、飲食業、宿泊業、小売業、製造業をはじめ多岐にわたる業種で、深刻な業況悪化が懸念される。このように、国内景気が急速に不安定となっており、県内経済への甚大な影響、各種指標への影響度合いなど現時点で不透明であり、予断を許さない状況にある。

### (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）は、相次いで発生している自然災害の影響や、年々深刻さを増している人手不足問題、事業承継問題等、多岐にわたる課題を抱えている。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による急激な経済変動の影響を受けており、予断を許さない状況が続いている。

### (3) 信用保証を取り巻く情勢

信用保証協会は、様々な保証制度を活用して中小企業者の金融の円滑化に取り組んでおり、県内の約3分の1の中小企業者に利用されている。また、突発的な災害や大規模な経済変動等により影響を受けている中小企業者に対し、相談窓口での親身な対応や積極的な金融支援に取り組む等、地域金融におけるセーフティネット機能を果たしている。さらに、平成30年4月の信用保証協会法等の改正に基づき、中小企業者の経営改善や生産性向上をさらに進めていくため、連携を強化している金融機関や関係機関とともに、中小企業者への経営支援の充実を図っている。加えて、令和2年4月からは、事業承継時に経営者保証を一定要件のもとで不要とする事業承継特別保証制度が施行されるなど、円滑な事業承継に向けた一層の取り組みが求められている。

## 2 業務運営方針

平成30年度に策定した中期事業計画の基本方針を基に、次の項目を本年度の柱に据え、きめ細やかに業務を運営することにより、県内経済の活力ある発展に貢献するとともに、突発的な災害や大規模な経済変動等により影響を受けた県内中小企業者に対し、機動的に相談体制を整備するとともに、迅速かつ柔軟な金融支援に取り組む等、地域金融におけるセーフティネット機能を果たしていく。

- (1) 金融機関との対話や連携を一層図りながら、協会の基本業務である信用保証を通じて、中小企業者の安定的な資金調達を支援するとともに、地域経済の発展を担う公的機関として、地域の課題に向き合い、地方創生に一層の貢献を果たしていく。また、突発的な災害や大規模な経済変動に際して、中小企業者を支えるセーフティネットとしての役割を果たしていく。
- (2) 県内中小企業者数が年々減少している現状に鑑み、金融機関、各支援機関と連携して中小企業者への経営支援を推進するとともに、創業支援や事業承継支援に重点的に取り組むことにより、地方創生実現の鍵を握る中小企業者の維持・拡大を支えていく。
- (3) 中小企業者を取り巻く環境は予断を許さない状況となっており、中小企業者の健全な発展を支えていくため、金融機関と連携し業況変化等の早期把握に努めるとともに、柔軟な支援を行う。
- (4) 協会収支の健全性確保及び信用補完制度維持の観点から、求償権の効率的かつ効果的な管理回収を図るとともに、中小企業者支援の観点から事業再生の視点も取り入れた対応に努めていく。
- (5) 当協会の果たすべき使命や役割等をより効果的に発信していくとともに、経営の透明性及び健全性の確保や職員の能力向上を図り、中小企業者や関係機関からの信頼と評価向上に努めていく。

## 3 事業計画

(単位：百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	123,000	111.8	100.0
保証債務残高	289,000	103.2	99.0
代位弁済	5,000	100.0	156.3
求償権回収	600	85.7	57.0

※令和2年度経営計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。

# 令和元年度の主な取り組み

## ● 中小企業者に寄りそった信用保証の推進

地域経済を支える中小企業者のセーフティネットとして機能するとともに、ニーズに応じたきめ細かな保証を実現し、安定的な資金調達を支援する取り組みを行っています。

### 災害等発生時におけるセーフティネット機能の発揮

#### 【経営相談窓口の設置】

山形県沖地震や新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた中小企業者の資金繰り相談に対応するため、経営相談窓口を各営業店に設置しました。

#### 【迅速かつ十分な資金供給に向けた取り組み】

突発的な災害等による喫緊の資金需要に対応するため、「緊急短期資金保証」を創設し、迅速な資金供給を行いました。また、山形県沖地震や新型コロナウイルス感染症については、山形県の制度融資や国のセーフティネット保証等を活用し、資金繰り支援が十分に行き届くように対応しました。

### 中小企業者のニーズに即した保証制度の創設

#### 【税理士連携短期継続型保証「税理士たんけい」の創設】

東北税理士会山形県支部連合会と締結した「中小企業支援等の連携に関する覚書」に基づき、顧問税理士から継続的に指導等を受けている中小企業者向けの保証制度「税理士たんけい」を創設し、税理士と連携した中小企業支援を行っています。

#### 【はばたき70の創設】

協会創立70周年を記念し、金融機関が継続的に支援している中小企業を対象とした保証制度「はばたき70」を創設し、7月から12月までの期間限定で取り扱いを行いました。保証料を割り引いたことに加え、迅速な資金調達に応えたことで、多くの方にご利用いただきました。

### 中小企業者の実情に応じたきめ細かな対応

#### 【経営者保証を不要とする対応】

中小企業者の経営状態や金融機関の支援方針により、経営者保証を不要とする対応に積極的に取り組んでいます。

令和元年度における無保証人での保証承諾実績（全保証承諾に占める割合）3,918件（34.2%）

#### 【金融機関と中小企業者の橋渡し】

初めて資金調達を行う創業者の他、山形県沖地震や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者からの相談に対して、金融機関を紹介し橋渡しを行うことで、資金繰り円滑化に貢献しています。

## ● 金融機関との対話・連携の推進

地域の金融機関と積極的に情報交換を行い、相互の連携を推進することを通して、中小企業者に対する支援方針を共有し、協働体制を構築しています。

### 金融機関職員信用保証業務研修会を開催



金融機関の職員の方に、信用保証業務の内容及び信用補完制度の趣旨等の理解を深めていただき、信用保証協会付融資のより円滑な取扱いが行われることを目的に、「金融機関職員信用保証業務研修会」を開催しています。

当研修会は平成2年から行っており、参加者は累計1,000人を超えています。

令和元年度は7月1日から一泊二日のカリキュラムで実施し、県内金融機関から35名の参加をいただきました。

異なる金融機関職員同士で意見交換をする機会にもなっており、地域金融機関の連携促進にも繋がっています。

### 金融機関への出張保証相談

地域金融機関との連携を更に深め、中小企業者の安定的な資金調達に貢献するため、金融機関店舗への出張保証相談を実施しております。

新たな資金需要の発掘や適切な保証制度等の提案を行い、適切な保証利用の推進に繋がっています。

### 新規保証推進キャンペーンを実施



創業のための資金調達を必要とする方や今まで借入したことがない中小企業者の新たな信用を創造・発掘し、さらなる資金調達機会の拡大を図るため、新規保証推進キャンペーンを実施しています。

同キャンペーンは、例年4月1日から12月31日の9ヵ月間に、新規利用企業者（新規利用または、完済後3年経過後の利用企業）に対する保証承諾の多い金融機関店舗を表彰するものです。この取り組みを通して中小企業者の新たな信用力を創造・発掘することに努めています。



## ● 地域課題解決に向けた取り組み

関係機関における連携や創業支援・事業承継支援・経営支援を通して地域課題の解決に向けて取り組み、地方創生に貢献しています。

### やまがた中小企業支援ネットワーク会議の開催

地域全体での経営支援・再生支援の充実を図るため、参加機関の目線合わせ・スキルの向上等を目的とした「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や個別企業を支援する「経営サポート会議」を開催し、金融支援と経営支援の一体的な取り組みを行っています。

「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」は年2回開催しており、令和2年1月の令和元年度第2回目のネットワーク会議では、中小企業庁事業環境部金融課の海老原史明課長補佐から、「今後の中小企業施策について」をテーマに、中小企業を巡る構造的課題や事業承継の促進に向けた支援についてご講演いただき、中小企業施策への理解を深めました。

また、「経営サポート会議」では、当協会が事務局となり、金融債権者との意見交換、事業計画の説明、支援に対する目線合わせ等の場を積極的に提供しています。



提供：山形新聞 令和2年1月15日(水)

#### 〈経営サポート会議の取り組み実績〉

	令和元年度
回数	85
企業数	65

### 創業支援の取り組み

#### 【新規開業者に向けた支援】

当協会では創業前のお手伝いから、創業してからの資金繰り相談、創業後のフォローアップを创业者のニーズに応じてサポートを行い、一貫した創業支援に努めています。

创业者に向けて総合的な支援メニューを周知するためパッケージ化した創業支援パンフレットを作成しました。

保証協会では、関係機関と連携し、创业者の挑戦を応援します。



#### 【起業家育成の取り組み】

起業家の育成や创业者を発掘し、新たな地域経済の担い手を創出するため、起業家教育の実践プログラムに取り組んでいる小学校に出向き、起業家育成講座を実施しました。

## 事業承継を支援する取り組み

### 【事業承継セミナーの開催】



山形県、山形県事業承継ネットワーク、山形県事業引継ぎ支援センター、山形県よろず支援拠点、山形県信用保証協会の5機関が主催して、中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、令和元年8月下旬から9月上旬にかけて県内4会場において事業承継セミナーを開催しました。セミナーでは弁護士・税理士で山形県事業引継ぎ支援センターの須藤雅人統括責任者から「事例に学ぶ事業承継と税制のポイント」をテーマにご講演いただきました。また、実際に事業承継を行った経営者をお招きし、事業承継する際に直面した課題やその対応策について講演していただきました。セミナー終了後には個別相談会を実施し、事業承継に向けたサポートを行いました。



### 【事業承継に向けた保証制度の周知】

事業承継を進めるうえで障害となっている先代経営者の経営者保証について、後継者に引き継がないことを可能とする新たな保証制度「事業承継特別保証制度」を、令和2年度から円滑に取扱いが開始されるよう、金融機関向けの制度説明会を開催し、県内11金融機関から参加していただきました。

## 中小企業者の経営課題解決に向けた取り組み

当協会が実施する経営支援業務を総括的に周知するため、リーフレットを作成しました。

当協会経営支援施策の4本の柱である「専門家派遣事業」、「無料経営相談会」、「経営サポート会議」、「経営支援費用補助」について記載すると共に中小企業者のライフステージにあわせた経営支援について具体的に記載することで、当協会の実施する経営支援業務を中小企業者・関係機関がイメージしやすいものにしました。



### 【専門家派遣事業の推進】

中小企業者が抱える経営及び技術上の課題解決を図るため、専門家派遣事業を実施しています。中小企業者のあらゆる課題に応えるため、課題に即した専門家を県内外から派遣するなど支援内容を充実させることにより、利便性の向上を図るほか、創業者の創業計画策定時にも専門家派遣事業を活用しています。

〈専門家派遣事業の取り組み実績〉

	令和元年度
実施回数	308
企業数	65

本年度は過去の専門家派遣利用企業や当協会の担当者からの意見を参考に専門家派遣の実施回数を4回から5回に拡大し、より充実した経営支援に結びました。

また、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」事業を活用し、専門家派遣事業の推進に努めています。

### 【経営相談会の定期的な開催】

協会内中小企業診断士による経営相談会を毎月第2木曜日に開催しています。また、令和元年10月には山形県中小企業診断協会の後援を得て、外部の中小企業診断士による経営相談会を開催し、令和元年12月には山形県よろず支援拠点との共催で経営相談会を開催しました。

当協会では、中小企業者が抱える経営課題等の解決に向けたサポートを行っています。



## OSAKAビジネスフェア ものづくり展<sup>+</sup> 2019への参加



大阪信用保証協会主催の「OSAKAビジネスフェア ものづくり展<sup>+</sup>2019」へ、令和元年11月20日に県内企業5社とともに参加しました。

本ものづくり展は、優れた技術や魅力ある商品等を有する事業者の方に、自社をPRする機会と出展企業間における情報交換の場を提供し、今後のビジネスチャンスに繋げていただくことを目的としています。

販路開拓に繋がる成果も出ており、今後も県内中小企業者の新たなビジネスチャンスを応援していきます。



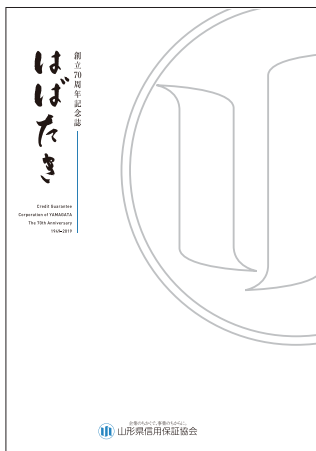
## ● 広報活動に関する取り組み

当協会では、果たすべき役割や実績等の効果的な発信に取り組んでいます。

## 創立70周年を記念した取り組み

当協会創立70周年という節目の年を捉え、これまで当協会が果たしてきた役割や実績、今後協会が目指す方向性について内外に発信すべく、創立70周年記念誌「はばたき」を制作しました。創立70周年を機にこれまでの歩みを振り返るとともに、当協会の存在意義を内外に広く周知することができました。

また、創立70周年記念ポスターや卓上のぼり、名刺等を作成し、関係機関等に対して創立70周年記念キャンペーンの実施等を広く周知し、保証推進につなげることができました。



## ● 社会貢献の取り組み

当協会では、信用保証業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

### 地域貢献活動 ～山形まるごとマラソンへのボランティア参加～

地域貢献活動の一環として、令和元年10月6日(日)に山形市で開催された「第7回山形まるごとマラソン」のコース内給水所運営ボランティアとして、役職員14名が参加しました。この大会は、山形市中心部の名所旧跡を巡るコースのため、例年募集開始から数日で定員となるほど人気があります。今年も県内外から約5,200人のランナーが参加、当協会からも3人がエントリーしました。

大会は多くのボランティアに支えられており、当協会はスタートから約4kmの地点にある第1給水所の給水係を担当しました。力を振り絞って走るランナーに精一杯の声援を送り続けました。



### 清掃活動 ～県内各地域での清掃活動～

社会貢献活動の一環として、県内各地域（山形市・米沢市・長井市・新庄市・酒田市・鶴岡市）にて公園の清掃活動を行い、当協会の本店職員及び各支店の職員が参加しました。今後も各地域での社会貢献活動に努め、引き続き協力してまいります。





## ● 外部評価委員会の評価及び公表

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を適切に果たすため、弁護士、税理士、中小企業診断士で構成される外部評価委員会を設置しています。

令和元年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見は下記のとおりです。

※その他詳細は当協会ホームページに公開しています。



### 令和元年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見

県内経済は、消費税率引き上げの影響はありながらも雇用・所得情勢が着実に改善し、個人消費が底堅く推移していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、景気は急激に悪化している。

こうした中、地域金融におけるセーフティネット機能として中小企業者に対し安定的な資金調達を支援するとともに、金融機関及び各関係機関との連携や中小企業者への経営支援に取り組むことにより、公的機関として地域の課題に向き合い、地方創生に一層の貢献を果たしていくことが期待されている。このような視点で見た場合、全体的に適正な業務運営がなされており、以下の内容のとおり評価できる。

保証部門について、保証承諾額及び保証債務残高はいずれも計画額を上回った。保証承諾については、金融機関との対話や連携等を通じて中小企業者の実績やニーズを捉え、創立70周年を機に創設した「はばたき70」のほか、社会貢献応援型特定社債保証「貢献」及び短期継続型保証「たんけい」を中心とした資金繰り支援を積極的に行った結果、保証承諾額は前年度を上回るとともに8年連続で東北最多の実績となった。債務残高については、ほぼ前年度並みの実績となり、4年連続で東北最多の実績となった。また、創業支援や事業承継支援などの金融支援と経営支援の一体的となった取り組みや災害等における窓口創設・資金対応など、中小企業者のニーズに一層きめ細かく対応するよう努めていたことが窺える。

今後も、金融機関との対話や連携を一層図りながら、中小企業者に寄り添った保証を心掛けるとともに、中小企業者の発展を担う公的機関として地域の課題に向き合い、地方創生への貢献に一層努められるよう期待したい。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大による景気悪化の影響を受けた中小企業者に対し、迅速かつ柔軟な金融支援に取り組む等、地域金融におけるセーフティネット機能の役割を果たされるよう期待したい。

期中管理部門について、経営支援では、保証協会を利用している企業が抱えている経営課題解決のため専門家派遣事業を実施するほか、「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や経営サポート会議等を通じて金融機関や関係機関と情報共有を図るとともに、中小企業者のニーズに合った支援を提供している。また、経営支援業務に関する研修への参加やノウハウの蓄積により、経営支援業務に関する全社的なスキルアップにも取り組んでいることが窺える。

期中管理では、金融機関との対話や連携により、中小企業者の業況変化等の情報共有に努め、正常化に向けた柔軟な取り組みを推進している。また、延滞・事故案件については、管理徹底や早期対応により正常化を図りつつ、適時適切な代位弁済の実施に努めていることが窺える。

今後も、金融機関や関係機関と連携して中小企業者への経営支援をさらに強化するとともに、創業

支援や事業承継支援といった取り組みにも期待したい。また、期中管理についても、中小企業者の業況等の早期把握に努め、返済緩和先に対する借換保証の提案等による正常化に向けた取り組み、適時適切な代位弁済に向けた対応を期待したい。

回収部門について、主債務者や連帯保証人との面談や実地調査等を積極的に行いながら相手方の実態調査に努め、実情に応じた柔軟な回収方策を講じた結果、計画額を上回る回収実績となった。また、管理実益のない求償権の管理事務停止・求償権整理により、回収業務の効率化を図りつつ、事業再生支援にも部門横断的に連携して取り組んでいることが窺える。

今後も、継続して求償権の効率的かつ効果的な管理回収を図るとともに、金融機関・関係機関等と連携しながら、求償権消滅保証等の事業再生支援についても、引き続き積極的な対応に努められるよう期待したい。

その他間接部門について、中小企業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、常勤理事会議や業務・会計監査を通じた経営の透明性の確保への取り組みに加え、コンプライアンス態勢の強化、反社会的勢力等への対応等ガバナンスの強化による健全性確保にも取り組み、保証協会の果たすべき使命や役割等の情報発信にも努めている。また、継続的な人材育成による職員の能力向上、働きやすい職場環境の整備等を通じた組織体制の充実や強化にも努めつつ、業務全般の改善及び効率化にも取り組んでいたことが窺える。

今後も、中小企業者や関係機関からの信頼と評価向上に努めていくため、ガバナンスの強化、経営の健全性の確保、職員の能力向上、積極的な情報発信等に努められるよう期待したい。

最後に、中期事業計画及び年度経営計画に掲げる諸課題に対して、積極的かつきめ細やかに取り組むほか、コンプライアンス・個人情報保護への対応をはじめとする運営規律の強化にも努め、中小企業者への更なる支援の充実を期待したい。

# 令和元年度事業報告

## ● 事業概況

### 1 事業方針

令和元年度は、創立70周年という節目の年にあたり、「連携・支援・貢献」のスローガンのもと、地域に根ざす保証協会として中小企業・小規模事業者に寄り添い、各関係機関と連携を図りながら、中小企業者の成長と発展を支援するとともに、地域の活力ある経済発展に貢献していくべく諸課題の解決に向けて取り組みました。

具体的には、中期事業計画の基本方針及び平成31年度経営計画に基づき、以下の事項を重点項目として業務に取り組みました。

- ① 金融機関との対話や連携による信用保証を通じた中小企業者の安定的な資金調達の実現と地域課題の解決に向けた取り組みの充実
- ② 中小企業者の維持・拡大に向けた経営支援、創業支援及び事業承継支援の取組強化
- ③ 中小企業者の持続的発展に向けた業況の早期把握によるきめ細やかな対応と返済緩和先の正常化に向けた取り組みの推進
- ④ 効率的かつ効果的な回収及び求償権管理の推進
- ⑤ 創立70周年を契機とした当協会の使命や役割の効果的な発信と経営の透明性・健全性の確保や職員的能力向上に向けた取り組み

### 2 業 績

(金額単位：千円)

項 目		令和元年度 (66期)	平成30年度 (65期)	前 年 度 比	
				増 減 (△)	比 率 (%)
保 証 申 込	件 数	11,467	11,442	25	100.2
	金 額	123,537,873	120,106,114	3,431,759	102.9
保 証 承 諾	件 数	11,449	11,429	20	100.2
	金 額	123,075,673	120,123,464	2,952,209	102.5
保証債務残高	件 数	31,774	33,034	△ 1,260	96.2
	金 額	292,310,169	294,171,594	△ 1,861,424	99.4
保証債務 平均残高	件 数	32,224	33,594	△ 1,370	95.9
	金 額	290,106,245	296,527,930	△ 6,421,686	97.8



## (1) 保証 ( ) は前年度比

### ① 保証申込・保証承諾及び保証債務残高

保証申込は11,467件 (100.2%) で、123,537,873千円 (102.9%)、保証承諾は11,449件 (100.2%) で、123,075,673千円 (102.5%) となりました。

また、保証債務残高は31,774件 (96.2%) で、292,310,169千円 (99.4%) となりました。

### ② 保証承諾の内容

項目	区分	構成比
金融機関別	都市銀行	0.1%
	地方銀行	48.4%
	第二地方銀行協会加盟行	25.2%
	信用金庫	18.5%
	信用組合	7.4%
	政府系金融機関	0.4%
	金額別	5,000千円以下
	5,000千円超10,000千円以下	14.5%
	10,000千円超50,000千円以下	56.3%
	50,000千円超80,000千円以下	6.7%
	80,000千円超1億円以下	2.4%
	1億円超	5.9%
	1件平均保証承諾額 10,750千円 (102.3%)	
期間別	6カ月以内	15.4%
	6カ月超1年以内	23.0%
	1年超3年以内	22.9%
	3年超5年以内	5.5%
	5年超7年以内	15.1%
	7年超10年以内	11.6%
	10年超	6.5%
		1件平均保証期間 3年6カ月 (+4ヶ月)
資金用途別	運転資金	63.4%
	設備資金	9.9%
	運転設備資金	26.7%
業種別	卸・小売業	29.7%
	建設業	27.5%
	製造業	23.1%
	サービス業	12.8%
	その他	6.9%

## (2) 代位弁済及び求償権の管理 ( ) は前年度比

### ① 代位弁済

代位弁済は358件(98.6%)で、3,181,739千円(74.0%)となり、件数で5件減少し、金額で1,119,802千円減少しました。

また、1件平均代位弁済額は、8,888千円(75.0%)となりました。

なお、企業者数は120企業で、1企業当たりの代位弁済口数では3.0口、同代位弁済額は26,514千円(75.8%)となりました。

### ② 回収

回収は108件(94.7%)で、1,079,142千円(84.1%)となりました。

### ③ 求償権償却

求償権の償却は299件、2,752,687千円、期末求償権は176件(140.8%)で、785,343千円(134.6%)となりました。

## 3 事業展望

金融機関との対話や連携を一層図りながら、保証協会の基本業務である信用保証を通じて中小企業者の安定的な資金調達を支援するとともに、地域経済の発展を担う公的機関として、地域の課題に向き合い、地方創生に一層の貢献を果たしてまいります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等により影響を受けた県内中小企業者に対し、迅速かつ柔軟な金融支援に取り組むなど、地域金融におけるセーフティネットとしての役割を果たしてまいります。

県内中小企業者数が年々減少している現状に鑑み、金融機関や各支援機関と連携して、中小企業者への経営支援を推進するとともに、創業支援や事業承継支援に重点的に取り組み、中小企業者の維持・拡大を支えていく。

目下、中小企業者を取り巻く環境は予断を許さない状況となっており、中小企業者の健全な発展を支えていくため、金融機関と連携し業況変化等の早期把握に努めるとともに、柔軟な支援を行ってまいります。

さらに、当協会が果たすべき使命や役割等を発信していくとともに、経営の透明性及び健全性を確保し、今後とも信頼される組織として、中小企業者の多様で活力ある成長・発展を支援してまいります。

## ● 基本財産

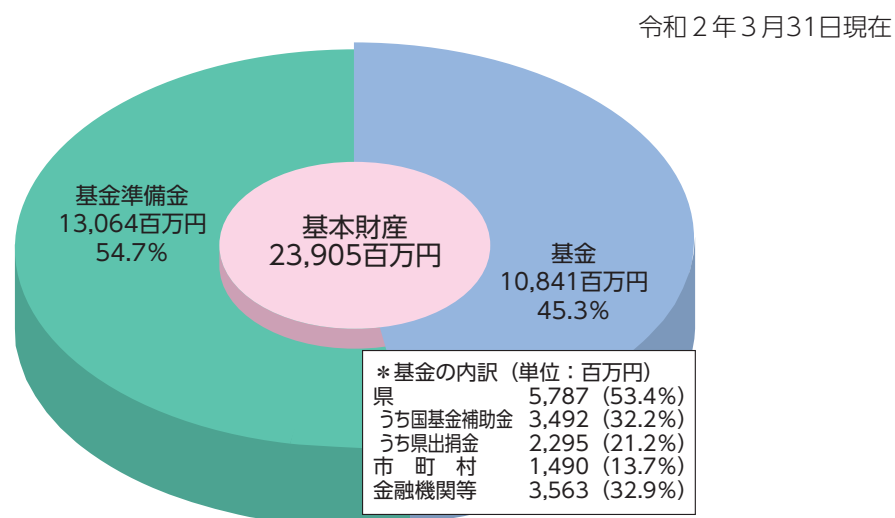
基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の53.3倍となっています。令和元年度末の保証債務残高は2,923億円で基本財産239億円の12.2倍となっています。

## 基本財産の構成

当協会の基本財産は、次の2つの基金で構成されています。

- ①《基金》… 県・市町村からの出捐金及び金融機関等負担金
- ②《基金準備金》… 毎事業年度における収支差額を累積した自己造成分



## 令和元年度の基本財産造成

令和元年度の収支差額428,196千円のうち、214,196千円を基金準備金として繰り入れを行った結果、令和元年度の基本財産は、23,904,980千円となりました。

## 基本財産の推移

(単位：千円)

項目	令和元年度 (66期)	平成30年度 (65期)	平成29年度 (64期)	令和元年度－平成30年度 (66期) (65期)
基金	10,840,728	10,840,728	10,840,728	0
基金準備金	13,064,252	12,850,056	12,627,371	214,196
基本財産	23,904,980	23,690,784	23,468,099	214,196

● 貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	472	基 本 財 産	23,904,980
現 金	472	基 金	10,840,728
小 切 手	0	基 金 準 備 金	13,064,252
預 け 金	8,650,975	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	8,177,000
普 通 預 金	346,557	責 任 準 備 金	1,765,834
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	259,163
定 期 預 金	8,300,000	退 職 給 与 引 当 金	737,416
郵 便 貯 金	4,418	損 失 補 償 金	390,647
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	292,310,169
有 価 証 券	27,923,050	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	15,507,791	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	12,412,259	借 入 金	0
株 式	3,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	684,224	雑 勘 定	4,119,956
事 業 用 不 動 産	618,017	仮 受 金	22,412
事 業 用 動 産	66,207	保 険 納 付 金	36,819
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	2,115
損 失 補 償 金 見 返	390,647	未 経 過 保 証 料	4,045,754
保 証 債 務 見 返	292,310,169	未 払 保 険 料	3,078
求 償 権	785,343	未 払 費 用	9,778
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	920,287		
仮 払 金	3,979		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	95,092		
連 合 会 勘 定	1,760		
未 収 利 息	21,120		
未 経 過 保 険 料	798,336		
合 計	331,665,166	合 計	331,665,166

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。



## 貸借対照表の用語解説

借 方		貸 方	
現金・預け金 保証の利用を促進するため、各金融機関へ預け入れしています。	現金・預け金	基本財産 ● 一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と、過去の収支差額の累計である「基金準備金」で構成されています。	基本財産
有価証券 安全有利な資金運用を行うため、社債・地方債などを保有しています。	有価証券	制度改革促進基金 ● 部分保証制度等によって生じた損失を優先的に処理するための基金です。	制度改革促進基金
損失補償金見返 貸方の損失補償金と同額を見返りとして計上しています。	不動産等	収支差額変動準備金 ● 収支差額に欠損が生じた場合などに備え、協会経営の安定のために積み立てています。	収支差額変動準備金
保証債務見返 貸方の保証債務と同額を見返りとして計上しています。	損失補償金見返	責任準備金 ● 将来の不測の事態に備えて、年度末の保証債務に対し一定の割合で積み立てています。	責任準備金
求償権 金融機関に代位弁済し取得した債権が求償権ですが、経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却分（保険金償却・損失補償金償却・自己償却分）を控除した金額です。	保証債務見返	退職給与引当金	退職給与引当金
未經過保険料 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。	求償権	損失補償金 ● 地方公共団体等が信用保証協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。	損失補償金
	未經過保険料	保証債務 ● 保証債務残高を計上しています。	保証債務
	その他	借入金 ● 日本政策金融公庫等からの借入金を計上しています。※当協会では借入金はありません。	借入金
		未經過保証料 ● 受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。	未經過保証料
		その他	その他

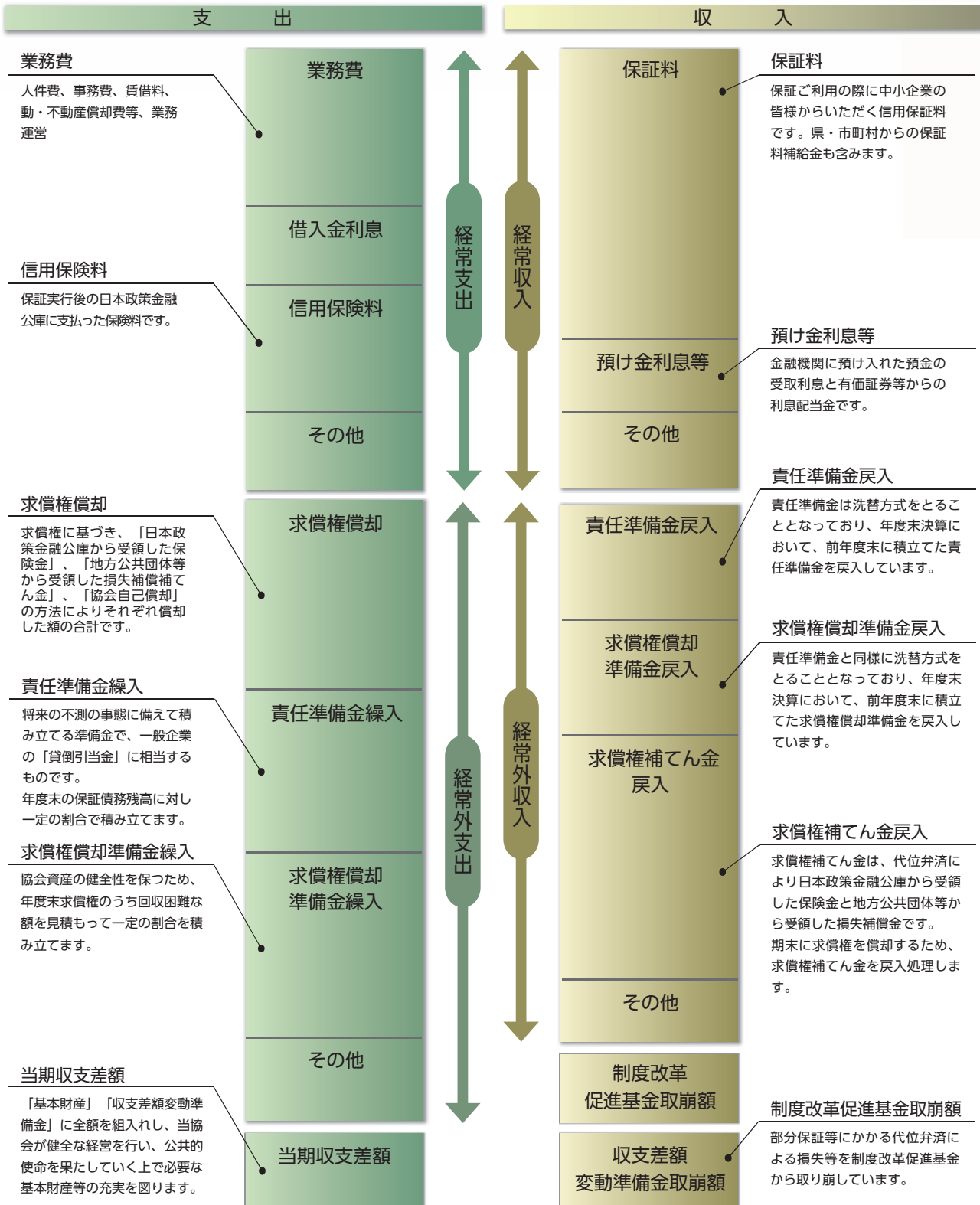
● 収支計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	2,749,685	経常収入	3,506,316
業務費	1,117,413	保証料	2,885,746
借入金利息	0	預け金利息	7,719
信用保険料	1,616,967	有価証券利息・配当金	126,845
責任共有負担金納付金	0	調査料	0
雑支出	15,305	延滞保証料	5,955
		損害金	10,298
		事務補助金	16,213
		責任共有負担金	418,119
		雑収入	35,421
経常収支差額	756,631		
経常外支出	4,778,394	経常外収入	4,449,959
求償権償却	2,752,687	償却求償権回収金	189,448
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	1,783,142
有価証券償却	0	求償権償却準備金戻入	192,543
雑勘定償却	33	求償権補てん金戻入	2,284,826
退職金	0	補助金	0
責任準備金繰入	1,765,834	その他収入	0
求償権償却準備金繰入	259,163		
その他支出	677		
経常外収支差額	△ 328,435		
制度改革促進基金取崩額	0		
収支差額変動準備金取崩額	0		
当期収支差額	428,196		
収支差額変動準備金繰入額	214,000		
基本財産繰入額	214,196		

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

## 収支計算書の用語解説

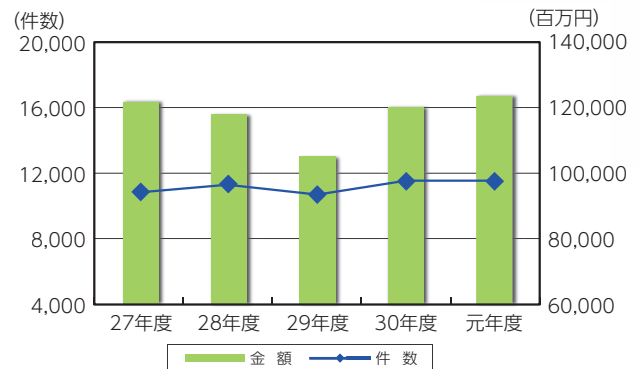


# 統計

## ● 信用保証業務の推移（過去5年間）

### 保証承諾

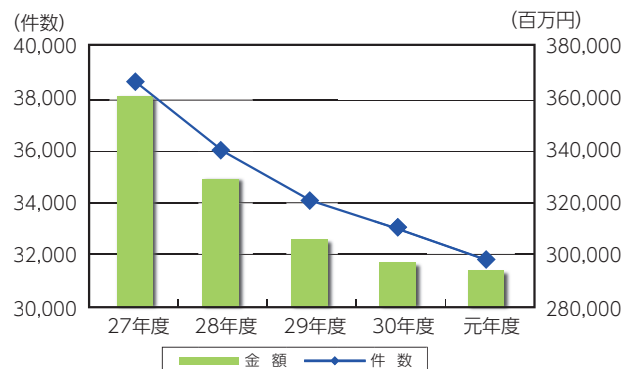
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
27年度	10,879	121,111	89.9
28年度	11,357	117,836	97.3
29年度	10,313	104,796	88.9
30年度	11,429	120,123	114.6
元年度	11,449	123,076	102.5



創立70周年を機に創設した「はばたき70」のほか、貢献（特定社債）及び短期継続型保証「たんけい」を中心とした資金繰り支援を積極的に行った結果、4年ぶりに前年を上回った平成30年度をさらに上回った。また、8年連続で東北最多の実績となった。

### 保証債務残高

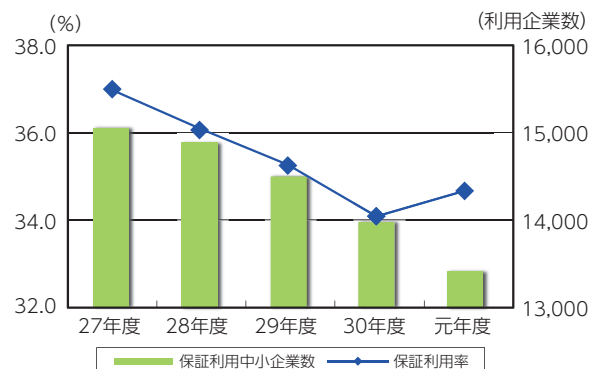
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
27年度	38,810	361,706	94.1
28年度	36,552	331,138	91.6
29年度	34,641	306,618	92.6
30年度	33,034	294,172	95.9
元年度	31,774	292,310	99.4



既存保証債務の償還により減少傾向にあり、件数の減少には歯止めがかかっていないものの、創立70周年記念キャンペーンによる保証推進や「たんけい」を中心とした保証承諾の増加により、保証債務残高はほぼ前年並みの水準となった。

### 保証利用率・保証利用中小企業数

	保証利用率	保証利用 中小企業数	前年度比(%)
27年度	37.5	15,324	99.6
28年度	36.3	14,851	96.9
29年度	35.4	14,458	97.4
30年度	34.2	13,996	96.8
元年度	34.6	13,393	95.7

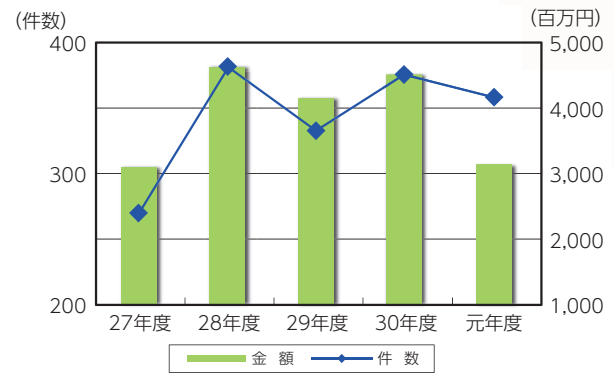


低金利を背景とした信用保証料の負担感等の環境変化の他、先行き見通し不安、後継者難等を理由とした自主廃業等による県内中小企業者減少の影響を受け、利用企業数が減少した。  
※令和元年度は県内中小企業数（分母）を見直したため、一時的に利用率が増加した。



## 代位弁済〈元利合計〉

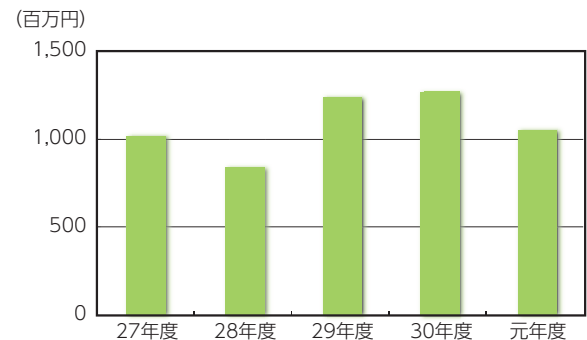
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
27年度	270	3,089	108.8
28年度	381	4,622	149.6
29年度	339	4,138	89.5
30年度	363	4,302	104.0
元年度	358	3,182	73.9



企業の状況に応じた返済条件緩和等の柔軟な対応により代位弁済は低水準で推移し、令和元年度は件数・金額ともに減少した。

## 回収金額〈対債務者元金〉

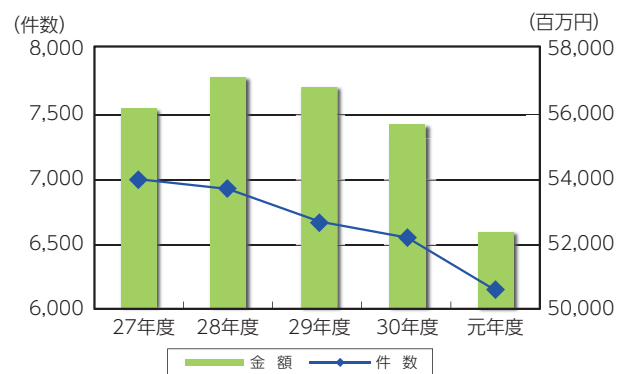
	金額 (百万円)	前年度比(%)
27年度	1,018	85.3
28年度	833	81.8
29年度	1,279	153.4
30年度	1,283	100.3
元年度	1,079	84.1



連帯保証人の非徴求や無担保化等、回収環境が厳しい中、関係部署との連携強化を行い、代位弁済後の早期回収着手や任意処分等による回収を実施したが、前年度を下回った。

## 求償権残高〈対債務者〉

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
27年度	6,985	56,276	98.3
28年度	6,904	57,192	101.6
29年度	6,704	56,846	99.4
30年度	6,559	55,496	97.6
元年度	6,166	52,554	97.7



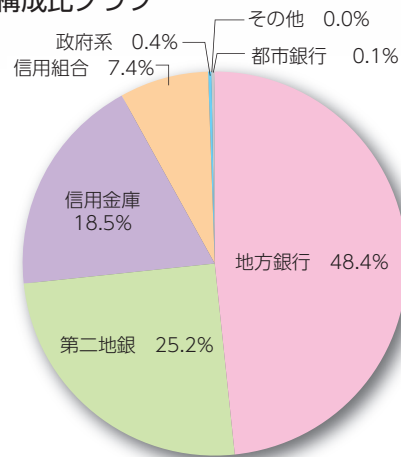
代位弁済の減少や、求償権整理が進んだことにより求償権残高が減少した。

## ● 金融機関別保証状況（令和元年度）

### 保証承諾

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	6	150	250.0
地方銀行	4,530	59,532	103.0
第二地銀	2,534	30,979	99.0
信用金庫	2,816	22,773	102.9
信用組合	1,539	9,150	110.7
政府系	24	492	83.5
その他	0	0	-
合計	11,449	123,076	102.5

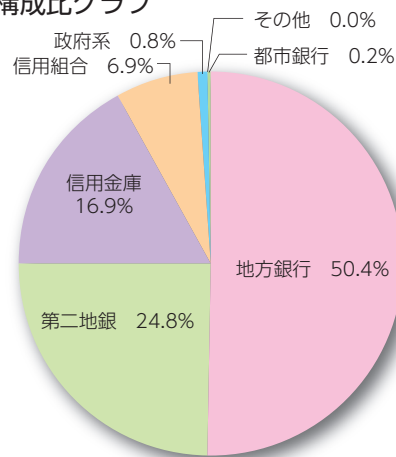
■金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	25	472	103.7
地方銀行	13,495	147,263	99.9
第二地銀	6,923	72,546	96.5
信用金庫	7,195	49,545	101.8
信用組合	3,953	20,135	101.6
政府系	171	2,262	86.3
その他	12	87	89.8
合計	31,774	292,310	99.4

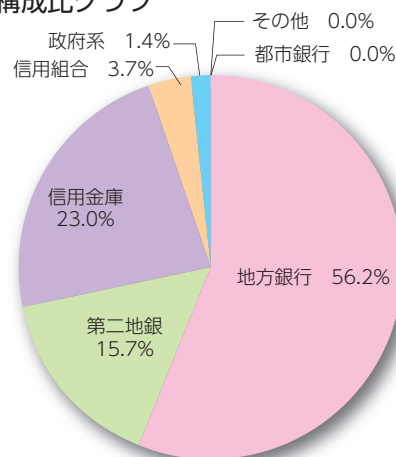
■金額構成比グラフ



### 代位弁済（元利合計）

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	0	0	-
地方銀行	153	1,788	79.8
第二地銀	58	499	46.2
信用金庫	113	732	130.7
信用組合	31	119	28.3
政府系	3	43	-
その他	0	0	-
合計	358	3,182	74.0

■金額構成比グラフ



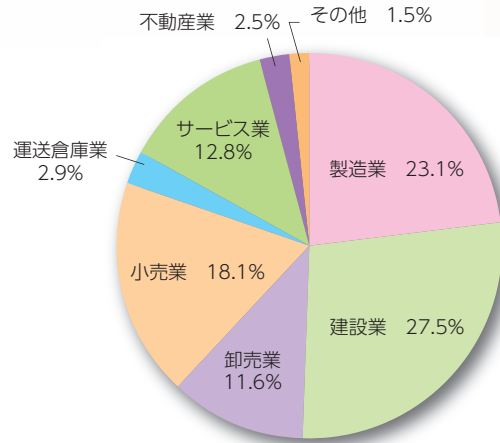
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

## ● 業種別保証状況（令和元年度）

### 保証承諾

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	2,050	28,439	103.0
建設業	3,396	33,810	102.9
卸売業	1,000	14,234	98.2
小売業	2,773	22,308	101.8
運送倉庫業	222	3,608	85.0
サービス業	1,628	15,773	115.1
不動産業	235	3,086	97.1
その他	145	1,818	86.0
合計	11,449	123,076	102.5

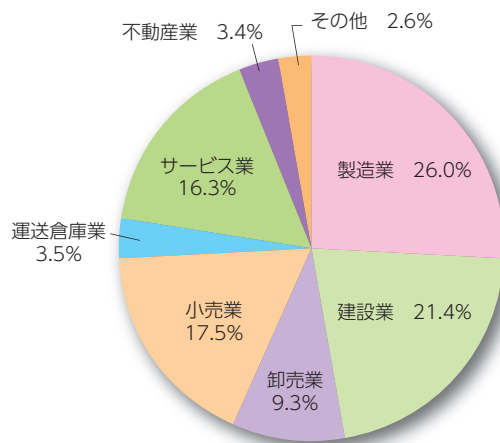
■金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	6,202	76,142	99.4
建設業	8,161	62,438	99.7
卸売業	2,382	27,175	97.5
小売業	7,732	51,190	100.6
運送倉庫業	830	10,371	94.8
サービス業	5,178	47,558	100.2
不動産業	819	9,941	96.9
その他	470	7,494	99.7
合計	31,774	292,310	99.4

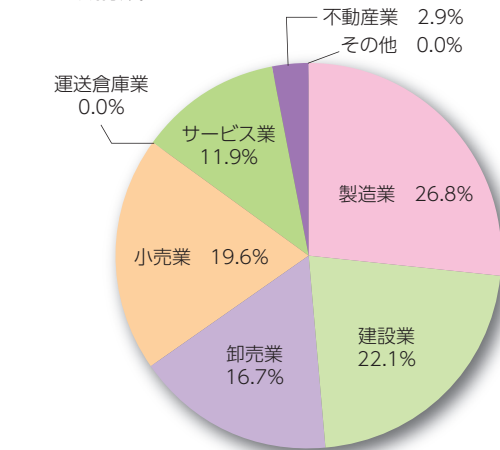
■金額構成比グラフ



### 代位弁済（元利合計）

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	73	852	58.3
建設業	74	704	163.3
卸売業	55	530	137.8
小売業	116	625	57.5
運送倉庫業	0	0	—
サービス業	34	378	40.4
不動産業	6	92	—
その他	0	0	—
合計	358	3,182	74.0

■金額構成比グラフ



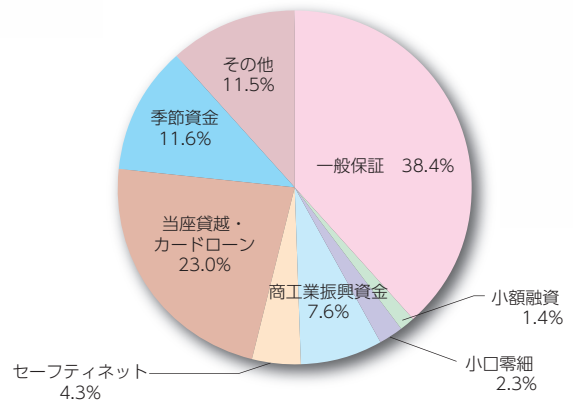
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

## ● 制度別保証状況（令和元年度）

### 保証承諾

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	4,270	47,290	120.8
小額融資	182	1,667	65.6
小口零細	940	2,815	84.2
商工業振興資金	371	9,329	90.3
セーフティネット	203	5,284	278.4
当座貸越・カードローン	3,749	28,309	80.0
季節資金	1,048	14,272	94.1
その他	686	14,109	87.3
合計	11,449	123,076	102.5

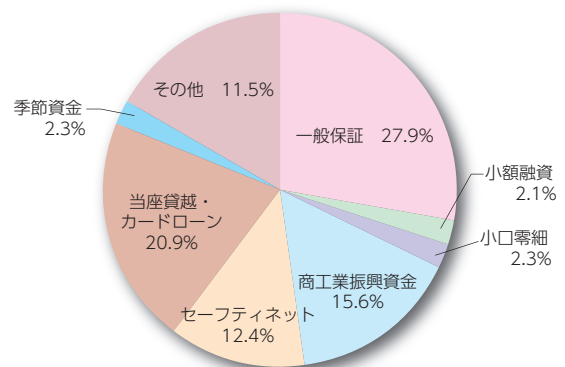
■金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	7,909	81,554	112.2
小額融資	1,498	6,007	87.1
小口零細	4,000	6,660	101.1
商工業振興資金	2,704	45,670	101.3
セーフティネット	3,240	36,297	80.1
当座貸越・カードローン	8,163	61,088	97.5
季節資金	506	6,761	95.2
その他	3,754	48,272	112.1
合計	31,774	292,310	99.4

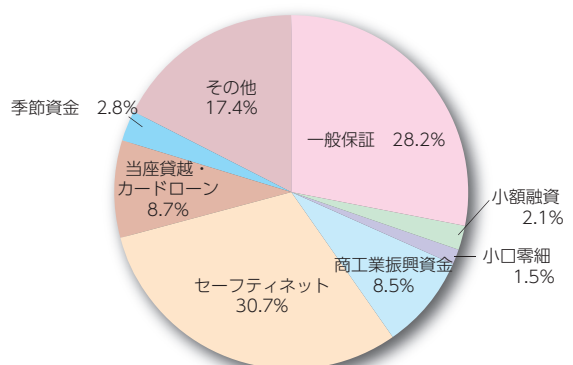
■金額構成比グラフ



### 代位弁済（元利合計）

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	93	897	72.8
小額融資	22	67	116.1
小口零細	26	48	145.0
商工業振興資金	22	271	71.2
セーフティネット	86	977	59.1
当座貸越・カードローン	48	278	75.2
季節資金	7	88	78.3
その他	54	555	106.7
合計	358	3,182	74.0

■金額構成比グラフ



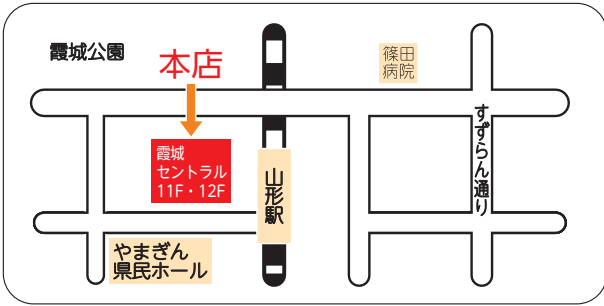
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。



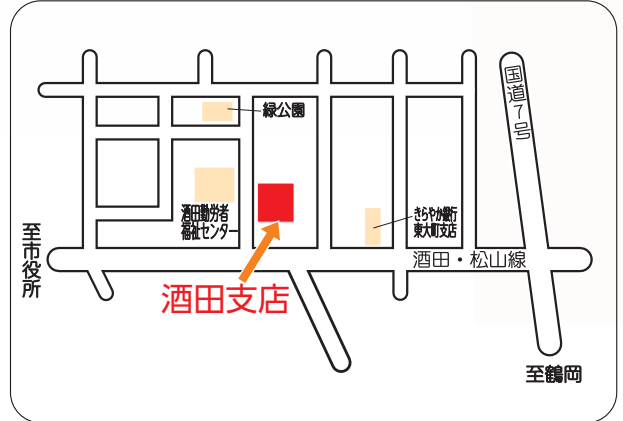
# 営業店舗のご案内

◎**本店** 〒990-8580  
山形市城南町一丁目1番1号  
霞城セントラル内

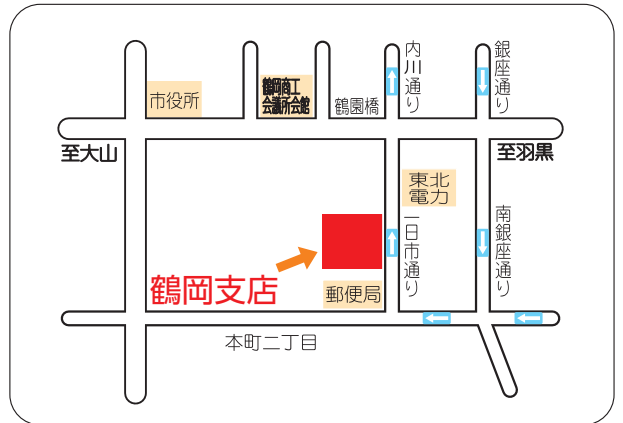
12F 総務部 (総務統括課) TEL 023-647-2245  
(システム経理課) TEL 023-647-2246  
企業支援部 (企画推進課、経営支援課、保証審査課) TEL 023-647-2247  
11F 管理部 (管理回収課) TEL 023-647-2241  
(代位弁済課) TEL 023-647-2248  
総務部・企業支援部・管理部 FAX 023-647-3201  
  
11F 本店営業部 (保証第一課、保証第二課) TEL 023-647-2240  
FAX 023-646-2883



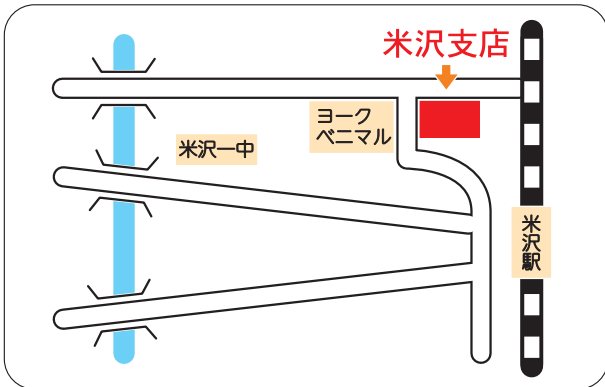
◎**酒田支店** 〒998-0858  
酒田市緑町20番60号  
TEL 0234-22-7644  
FAX 0234-24-3315



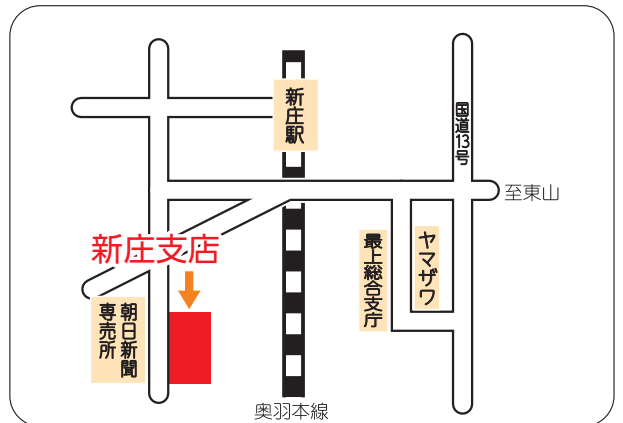
◎**鶴岡支店** 〒997-0034  
鶴岡市本町二丁目7番5号  
TEL 0235-22-6122  
FAX 0235-24-6388



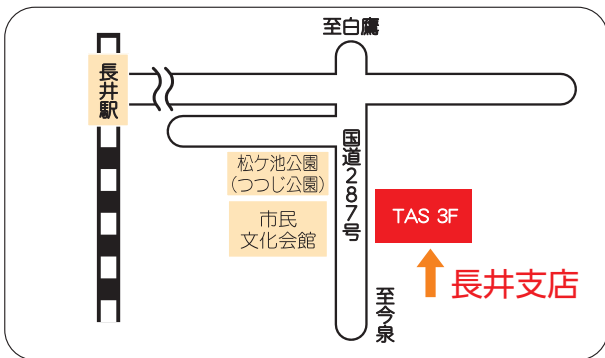
◎**米沢支店** 〒992-0027  
米沢市駅前三丁目1番91号  
TEL 0238-23-7630  
FAX 0238-24-5647



◎**新庄支店** 〒996-0031  
新庄市末広町8番21号  
TEL 0233-22-3171  
FAX 0233-22-7035



◎**長井支店** 〒993-0011  
長井市館町北6番27号  
TEL 0238-84-1674  
FAX 0238-84-1012



DISCLOSURE 2020 令和2年8月発行  
発行 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課  
〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル内  
TEL 023(647)2245 FAX 023(647)3201 URL <http://www.ysh.or.jp/>

